

# 『韓非子』の覇

相原俊一

## 一

中国古文献には覇者や五霸という語が散見する。ここでは『韓非子』に記されている覇者や五霸が如何なる意味を持っているかを考えるが紙幅の関係から順序として先ず覇者だけを取り上げる。

最初に『韓非子』の著者韓非について簡単にふると、彼は韓の諸公子で刑名法術の学を好みその根本は黄帝・老子の学であったという。李斯と共に荀卿の門下であったが、李斯は韓非に才能が及ばないのを知っていたという。韓非は韓が日増しに弱化するのを憂え、しばしば韓王安に諫言したが聞き入れられず、不明な君主が国家富強の計画を考えないのを悲しみ、政治のあとを觀察し、孤憤などを著作した。後、秦王政が孤憤・五蠹の書を読みその著者に会いたいと希望したとき、李斯が韓非であると奏上したので、秦王は韓非に会いたためか韓を攻撃した。以上は『史記』老子韓非列伝<sup>(1)</sup>の一部であるが韓非伝にはその後に

患也、不如以過法誅之、秦王以爲然下吏治非、李斯使人遺非藥使自殺、韓非欲自陳、不得見、秦王後悔之、使人赦之、非已死矣、

と有名な文がある。韓世家では秦が韓を攻め韓非が秦に使して殺されたのは韓王安五年（前二三四）条にあるが、普通は始皇十四年（前二三三）条本紀・年表にそれぞれ

韓非使秦、秦用李斯謀、留非、非死雲陽、韓使非來、我殺非とあるのをとつて、韓非の死を前二三三年としている。その三年後に六国の中で最初に韓は秦に滅ぼされるのである。

ところで、韓非の死を前二三三年に置くのは妥当であるが、韓非伝の薬殺については疑問が残る。ここで李斯伝の外国人追放の法令「逐客令」について注意したい。秦のたび重なる攻撃に苦しんだ韓が秦国で大土木事業を行わせて国力を消耗させようと計画し、鄭国を派遣して注溉渠を作らせた。その計画が途中で発覚したとき秦王政に宗室大臣たちが

諸侯人來事秦者、大抵爲其主游間於秦耳、請一切逐客  
斯・姚賈害之、毀之曰、韓非韓之諸公子也、今王欲并諸侯、  
非終爲韓不爲秦、此人之情也、今王不用久留而歸之、此自遺

ら來た外国人、孝公の時の商鞅、惠王の張儀、昭王の范雎等、秦の強化発展に功績のあつた者は皆外国人であると詳述し秦王を納得させ、逐客令を撤回させた事件があつた。始皇本紀によれば前年（前二三七）のことである。この年は当時の秦の大権力者長信侯嫪毐が反乱を計画したが發覚して殺された翌年で、相国呂不韋が嫪毐の乱に連坐免職されると大事件が引き起つた非常の時であった。その多難な時に秦の宗室大臣たちの反対を押し切つて可能な外国人なら重用し続けようと確認されたのが逐客令撤回なのである。その四年後のことである。「非は終には韓の為にして秦の為ならず、此れ人の情なり」と楚の出身者李斯が言うとは考え難い。李斯が韓非の秦仕官を拒否したいなら最初から孤憤・五蠹は韓非の著作などと秦王に言わなければ良いし、荀卿に共に学んだ弟子であつたなら韓非の才能を知つていた筈なので、秦王が会つたら重用するに違いないこと位はわかつていたらからである。韓非が秦で死去したことは事実であるが、李斯の中傷から薬殺という一連の事件を記した文は李斯伝に全く記されておらず始皇本紀にも韓世家にもない。年表も「我殺非」と李斯個人が韓非を殺した表現はしていない。李斯を批難する後世の作為であるまい。

なお韓非の生年については錢穆氏は韓非と李斯とは同年輩で、李斯が入秦したのは三十余歳、入秦して十五年後に韓非が殺されたのであるから韓非の寿は四十・五十の間で韓の釐王（在位前二

九五（二七三）の十五年頃生れたと推定している。陳奇猷氏は韓非の学は李斯が入秦した以前に大成しており、その頃韓非は五十年前後で、卒年は六十五歳位、韓の襄王（在位前三一—一）二九六）末年に生れたのであろうとした。ほかにも一・二説があるが卒年を六十歳前後においており、史料の殆んどない古代のため假説を立てざるを得ないが、顯學・五蠹篇の文章の若々しさから、そう老令ではなかつたとしか言えないのではないか。

次に韓非の著書であるが前述の韓非伝に孤憤・五蠹・内外儲説・説林・説難十余万言を作つたとあるが、現存のそれらの篇の文字数は十余万言にはならない。そこで通説では『漢書』芸文志と『韓子』書が見え、『宋史』芸文志から唐の韓愈との混同を避け『韓非子』と称するようになり現在に至つてゐる。現本『韓非子』は二十巻五十五篇で文字数も十万言に近いことから『漢書』芸文志の書とほぼ同じ内容であろうと言われてゐる。ただ『韓非子』の真偽については贊否両論の立場で多くの研究がある。

真説に近い立場を取つてゐるのが『四庫全書總目提要』で

疑非所著書、本各自爲篇、非歿之後、其徒收拾編次、以成一帙、故在秦之作、均爲收錄、併其私記未完之稿亦收入書中、名爲非撰、實非所手定也、以其本出於非、故仍題非名、以著於錄焉

とある。この立場を受け継いでか陳奇猷氏は存韓篇中の李斯の上

書、魏晉南北朝時代の異聞が内外儲説に附加された部分、後漢の

劉陶の難四・難勢篇の反韓非の文、北魏の劉昞の注が本文に混入した部分を除くと、殆んどが韓非の思想に近いと述べている。たゞ人主・制分両篇は文勢が異なると偽作説を採っている。梁啓雄氏も「韓非伝」にある孤憤等の篇を真作としその内容を基準にして、一、韓非の真作と思われるもの、二、重大な問題のない篇章、三、文体は異なるが思想は同一のもの、四、篇中の一部に問題があるもの、五、思想・文字が他篇と異なり後人の作と思われるもの、に分け、全体に真偽が混在しているが真作が多く偽作は少なく、四の解老・問田、五の十過・用人・安危・功名・忠孝・大体・守道・観行・制分の九篇だけが問題であると言う。毛を吹いて疵を求めるようなことをしていたら古書中に真作はなくなると述べている。陳堅天氏<sup>(8)</sup>も可成りの部分を韓非の自著とし、前二三九年前後に著作したと言う。更に現本の殆んどが真作であるとするのが、吳秀英氏である。氏は非常に穩やかな見方をしている陳堅天氏でさえ疑問視した十過篇まで真作としている。

真作説の主張には理解できる点もあるが、中国の先秦から秦・漢にかけての書は個人名によって称呼されている著作が多いが、その個人の手によってだけで成立したものは先ず殆んどなく、その創始者である個人とその弟子、更には後学によって永年に渡つて積み重ねられて成立したものである。その間、誤記・竄入・脱落も可成りあったと考えられる。『呂覽』や『淮南子』はそれらが割と少ないと思うが、それ以外はかなりの部分に問題があると

思う。『韓非子』もその例外ではない。

(9)

『韓非子』の成立に厳しい立場を取っているのが胡適氏である。氏は信用できるものは頤學・五蠹・定法・難勢・詭使・六反・問弁各篇で「韓非伝」にのっているものでも信用のおけないものがあると言う。本村英一氏<sup>(10)</sup>も非常に厳しいが五蠹・頤學・孤憤・說難・姦劫弑臣篇は信用性があると言う。又容肇祖氏<sup>(11)</sup>は五蠹・頤學兩篇以外では難四と孤憤及び難勢・問弁・詭使・六反・八説・忠孝・人主・心度・定法篇は信頼性があると言う。然し氏の舊著『韓非子著作考』で疑問視していた忠孝篇などはやはり怪しいのではなかろうか。

更に『韓非子』の内容について鋭い批判を下した研究がある。

金谷治氏<sup>(12)</sup>は『韓非子』のなかに解老・喻老・主道・揚榷など道家思想と密接な関係を持つた篇が少なくないと研究があるが、これら四篇特に解老・喻老の二篇を漢初の成立として、韓非その人の思想から離れていると考えるのは胡適氏以来文献学者の一致した見解で、郭沫若氏<sup>(13)</sup>の反論はあってもそれには従い難いと言い、韓非の著作として確実に思える五蠹・頤學の二篇には道家的な文言がみられず、むしろそれと矛盾するふうがあるのに、これらの篇では道家的思想の色彩がきわめて強く、それを法家の理論根拠として利用してもいることは、やはり四篇を疑わせるに十分なことであると説かれた。更に、韓非列伝の「その帰するところは黃老に本づく」の「黃老」について、この言葉がはじめてあらわれる『史記』のなかに、「黃老」とは別に「道家」とか「道徳」と

かさらに「老子」という名によつてよばれるもののあることで、司馬遷に或る程度それらを区別する意識があつたとし、「黄老の術」が発生したのは早く見ても戦国末期であるらしいことを比較検討され、「黄老の術」は漢初、道家思想の形成期の過程において種々のニアンスを持つて活動した道家諸派の中で「特に無為清靜の政術を標榜した最も有力な一派」であると説明し、「黄老」ということばのないのはもとより、黄帝の名さえも四見するだけで、それも決して道家の表情を示していない『韓非子』であるのに、韓非の思想が「黄老」に基づくとされたのは、韓非の思想内容には、漢初に流行した「黄老」に似たところがあつたためにそれを結びつけたまでで、いかかえれば、『史記』の作者が後世の名称をかりてその思想傾向を明らかにしたもので、似ているというだけのことで、法家の法治主義と道家の無為の思想では本質的な相違があると詳細に説明された。つまり韓非の思想が「黄老」にもとづくというのは「黄老」という一派の思想が韓非の前に存在して、韓非がそれを学びそれを中心として自説をたてたという、文字通りの事実を伝えるものではない、と分析されたのであつた。老子韓非列伝の中の申不害や韓非の思想を老子と結びつけるのは前漢前期におこった新しい傾向であったに違いないと思う。金谷氏の説明は卓見である。

韓非伝と類似のことが例えば孟子荀卿列伝にも見られる。この列伝には騶忌・騶衍・騶奭の三騶子や淳于髡らの伝がある。とくに陰陽五行思想を集大成したと伝えられる騶衍はこの列伝中に記

載されているため、陰陽五行思想は孟子からおこったとも説明されている。これも前漢前期に陰陽五行思想が儒家に取り入れられ盛行していた背景から生まれたものであろう。それはとも角、解老・喻老篇などが韓非と無関係だとすると、そして間違いない事実であるが、内外儲説篇などにも道家思想が見える部分があり、韓非の自著でない部分が増加すると思う。

前漢前期の時代に変化形成された思想を春秋・戦国時代から既にあつたと説明するのは誤りである。『韓非子』には後継者の手になる部分が、一部後述するが、極めて多いと考えられる。『韓非子』各篇の真偽を念頭においてこの書に現れる霸についてふれてみたい。

## 二

『論語』には八佾篇の「管仲之器小哉」という寡小評価と憲問篇の「子曰管仲相桓公霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜、微管仲、吾其被髮左衽矣」などの讃辞がある。憲問篇は戦国中期以降の作と思われるが、桓公・管仲の評価が次第に高まってゆく時代の状況が知られる。<sup>(14)</sup> 憲問篇の文は『春秋左氏伝』莊公十五年（前六七九）經に「春、齊侯・宋公・陳公・衛公・鄭伯会于鄆」とあり、伝には「春復會焉、齊始霸」とあり『史記』斉世家桓公七年（前六七九）条に「諸侯会桓公於甄、而桓公於是始霸」とあり、十二諸侯年表同年条に「始霸、會諸侯于甄」とあるのと同一の事件であり、馬融は「天子が微弱であったので桓公が諸侯を帥いて

周室を尊び天下を一匡した」と注している。春秋時代に会盟の長として天子を尊び天下を一統した者と説明した。『呂覽』当染篇、不苟篇などにも同様な使用例が見られる。貴直篇には晋の文公が、霸者となつたのは「天子の位を定め尊名を天下に成」したからであると述べているが、これも同じ意味である。

ところで憲問篇の霸者の概念は『孟子』になると武力による天下統一者と変化してくる。從来は孟子は徳治主義の王道を強調し、その反対の霸道を否定した人物と言わされてきた。『孟子』の公孫丑上篇には管仲は主君の信任を独占し、国政を長くおこなつて来たのにつき功業は卑しいとあり、曾西に対して或る人が管仲と比べどちらが賢らされているかと聞いたのに曾西が艶然として比較されることはえ悦こばなかつたとあり、齊桓霸業の功労者管仲を低く見、結果としては霸道そのものを否定しているように見える。然し尽心上篇に

孟子曰、霸者之民、驥虞如也、王者之民皞皞如也

とあって、霸者の民は喜び樂しんでいると述べ、孟子の霸道否定によく用いられている有名な告子下篇は彼の著ではないと思うが、孟子曰五霸者三王之罪人也、今之諸侯五霸之罪人也、今之大夫今之諸侯之罪人也

とある。春秋時代の五霸は古代の三王から罪せらるべき者であるという一句だけ強調すると孟子が王霸を峻別したように思えるが、それ以後の文との関連から見れば、この文の五霸は王よりは劣るが、それ程でもないと理解するのが妥当ではあるまいか。同じ告子

下篇に弟子が孟子に賢者は「國に益なきか」と問うたのに「虞、百里奚を用いずして亡び、秦の繆公之を用いて霸たり、賢を用いざれば亡ぶ」と答えている。ここでも霸は否定されていない。尽心上篇にも五霸は堯舜に及ばないが仁義を借り物にしている、とある。公孫丑上篇には

孟子曰、以力假仁者霸、霸必有大國、以德行仁者王、王不待大とあって、霸者は王者には及ばないしながらもその存在は肯定されている。滕文公下篇には陳代の言として

不見諸侯宜若小然、今一見之 大則以王、小則以霸  
とある。これは明らかに王霸を大小に区別していた見方があつたことを示している。孟子の時の文なら孟子自身それを当然知つていたであろう。以上のことから『孟子』が霸道を否定し去つていたとは言えない。批難はしていたが消極的肯定をしていたと考えられる。

続いて中央集権体制、官僚体制が実現された時代の『荀子』書である。この書に荀子の思想に近いと思われる王霸篇がある。ここでは王・霸の区別を論じ、理想の王者に対する現実主義による天下統一者を霸者と見、明主が国政を治めるためには礼儀と政令・制度を明確にし、眞の賢能を挙げて宰相に任せ政務を取らせるべきであると詳細に説明し、國家は如何なる人と一緒に政治を取るかによってきまるが、

故道王者之法、與王者之人爲之則亦王、道霸者之法、與霸者之人爲之則亦霸、道亡國之法、與亡國之人爲之則亦亡

と述べ、この三者は聰明な君主がよく選択するところであり、それ故「禮儀を積むの君子と之を爲せば則ち王たり、端誠信全の士と之を爲せば霸たり、權謀傾覆の人と之を爲せば則ち亡ぶ」と説いている。又、

故用國者、義立而王、信立而霸、權謀立而亡、

故曰粹而王、駁而霸、無一焉而亡

ともある。王制篇には

王奪之人、霸奪之與、彊奪之地、奪之人者臣諸侯、奪之與者友諸侯、奪之地者敵諸侯、臣諸侯者王、友諸侯者霸、敵諸侯者危

とある。又仁と義と威の三具が天下に遠く行きわたっている者は王者にも霸者にも強者にも欲する者に成るとも言つてゐる。こ

のように「王霸亡」或る別の個所では「王霸存亡」と述べ、當時の乱世において国家を維持し更に発展させるためには、王者には及ばないとしても霸者の持つ役割を充分に認識し、かなり高い評価を下している。そして弟子の撰述という儒効篇には、儒者には俗儒・雅儒・大儒があるが、大儒を万乘の国に用いると一朝にして霸となることができるとあり、弟子達にもの見方が受け継がれてゐることが知られる。又漢儒の雜錄といわれる大略篇には、「人に君たる者、禮を隆び賢を尊べは王たり、法を重んじ民を愛すれば霸たり、利を好み詐り多ければ危し」とある。『新語』輔政篇には

故杖聖者帝、杖賢者王、杖仁者霸、杖義者強、杖讒者滅  
とある。これは荀子の見方を受け継ぎ発展させたものである。又

『新書』匈奴伝には「彊國は知を戰はし、王者は義を戰はし、帝者は徳を戰はす」とある。儒家文献の霸に対する見方の変遷が知られる。更に『淮南子』繆称訓には「粹なる者は王たり、駁なる者は霸たり、一も無き者は亡ぶ」と荀卿の見方をそのまま伝えているだけでなく、

帝者體太一、王者法陰陽、霸者則四時、君者用六律(本經訓)  
同力者霸、無一焉者滅(泰族訓)

と帝王霸存亡という段階付けが、陰陽五行思想や道家の思想などと混在しながら受け継がれてゐる。ただ『荀子』君道篇の「上は以て王たるべく、下は以て霸たるべし」という王霸を粹と駁の差としてとらえた見方を守り、霸者を積極的に評価しながらも、王の下に位置づけて肯定してゐる。

ところが『韓非子』になると事情が一部違つてくる。この書には霸・霸王・五霸などを記した篇が全部で十八篇あるが、霸についてだけは十二篇ほどである。ただ木村英一・容肇祖両氏が一致して韓非の自著と認めている篇には霸についての記載はない。加筆があるかあるいは自著ではないと思う難各篇には

- (1) 或曰、昔者齊桓公両用管仲・鮑叔、成湯両用伊尹・仲虺、夫両用臣者國之憂則是桓公不霸、成湯不王(難一篇)
- (2) 仲尼聞之曰、文公之霸也宜哉、既知一時之權、又知萬世之利(難一篇)
- (3) (晉の)惠公以此人是敗、文公以此人是霸(難二篇)

- (4) 或人曰、……夫一匡天下、九合諸侯美之大者也、非專君之力也、又非專臣之力也、……、蹇叔處干而干亡、處秦而秦霸、……、昔者桓公宮中二市、婦閨二百、被髮而御婦人、得管仲爲五伯之長、失管仲得豎刁、而身死蟲流出戶不葬、以爲非臣之力也、且不以管仲爲霸、以爲君之力也、且不以豎刁爲亂（難二篇）
- (5) 吳王誅子胥而越勾踐成霸（難四篇）
- (6) 楚莊舉叔孫而霸（孫叔の誤り）（難四篇）
- とある。先ず(2)についてである。晋の文公が楚人と城濮で戦おうとしたが劣勢なので舅犯に相談したところ敵を欺く計略を進言した。次に雍季に相談すると、欺くのはその場限りのもので将来の得にはならないと答えた。文公は舅犯の計画によつて楚に勝利を収め、論功行賞の第一に雍季を挙げたという物語がある。それにに対する孔子の批評が(2)の文である。この事件は『春秋』僖公二十八年（前六三二）条の有名な城濮の戦いことで、『呂覽』義賞篇に詳細にあり、『淮南子』人間訓にも記されているが文公が覇者になつたのは当然だという孔子の言はない。ただ『左伝』にはなく会盟の長としての覇者でもないので、これらの説話は古いものではない。難一篇の覇者は普通の意味、天下一匡者として使用されている。(1)(3)(4)の前半、(5)は賢君と賢者が政務を担当すると覇者になると述べたもので、賢人登用は『孟子』告子下篇の百里奚任用と同じ考え方であり、従来の覇者の意味を受け継いでいる。(4)の後半についてであるが、桓公が死去したとき、三月も葬られ

ず蟲が戸から出たという話は十過篇にもあり、陳奇猷氏も説明している如く『呂覽』貴公篇・知接篇、『管子』戒篇をはじめ各書に見られ戰国末期に広く流布されていた説話である。十過篇にはこの一段の話の最初に管仲が病にかかったので桓公が見舞い、誰を登用したらよいかを管仲に尋ね先ず鮑叔はどうかとの間に管仲が

不可、鮑叔牙爲人、剛復而上悍、剛則犯民以暴、復則不得民心、悍則下不爲用、其心不懼、非霸者之佐也、

と鮑叔を非難した答をしている。ところが『呂覽』貴公篇では

管仲對曰不可、夷吾善鮑叔牙、鮑叔牙之爲人也、清廉潔直、視不己若者、不比於人、一聞人之過、終身不忘、勿已則隰朋其可乎

とあり続けて、彼は黄帝に及ばないを恥じる人物と簡明に隰朋の性格を述べて推薦している。隰朋が黄帝と比較している点、この説話が『呂覽』作製時よりそう遠かない頃に作られたらしいのは言う迄もないが、十過篇では「剛復にして悍を上ぶ」とあつた。「管鮑の交」でも知られるように先秦の文献と思われる記載では鮑叔は善良な性格として画かれており、貴公篇でも本来の性格表現とは異なるが潔癖過ぎる人物として画かれている。その点で貴公篇に比べると十過篇の文は変化した形と考えてよいであろう。

十過篇では更に桓公が豎刁・公子開方・易牙などについて問い合わせる。管仲がいちいちその不可なることと説いて内容が複雑な文になっている。『呂覽』知接篇にも豎刁・易牙・公子啓方らの人名はあ

るが十過篇の方が内容も多く変化した説話であると言えよう。そもそも「霸者の佐」と自分たちから霸者と称する表現は新しい形式である。それらのことからも十過篇の後代性が知られる。又桓公は「内を好む」とあるが、それが変ったのが「被髮して婦人を御す」の句であろう。外儲説右下篇に

昔桓公之霸也、内事屬鮑叔、外事屬管仲、桓公被髮而御婦人。

日遊於市、今齊王不信其大臣、於是燕王因益大信子之

とあるが、(4)では「被髮而御婦人」したのが霸者になる以前のことであるが、この文では霸者の後のできごとである。外儲説下篇

の文は、最初に子之が燕の宰相として独裁者のように政治を取っていた頃、蘇代が齊の使者として燕に来た。その時燕王喩が齊王

はどのような君主であるかと蘇代に問うたのに、齊王は霸者になれないと蘇代が答えたものである。その時の蘇代は桓公・管仲の

信頼関係が強かつたため桓公が「被髮而御婦人」しても安心して

いたと説いたものである故、霸者の後でのできごととした(4)よりは

新しいものと思われるが、いずれにしても『荀子』やそれ以前に

全く見えていない内容なので桓公が女色を好んだ伝えが発展した

戰国末期以降の説話と言わざるを得ない。なお(4)のこの部分でも外儲説右下篇でも霸者は從来と同じく会盟の長・天下一匡者の概念である。なお(5)(6)は短文なのでこれだけでは不明であるが、広

く各書に散見しており、その場合は普通の概念で使用されているのでここでも統一者と考えてよいであろう。

なお外儲説左下篇に魯から追放された陽虎に対し、趙の簡主

が周囲の反対をおしきつて任用し「術」で動かしたので

陽虎不敢爲非、以善事簡主、興主之強、幾至於霸也

とあるが、この事件は魯世家によれば定公九（前五〇一）年のこ

とで春秋時代であるが会盟の長である霸者の意味にはとれない。

武力による天下統一者という概念であろう。このように以上の各

篇では霸は以前に儒家が用いていた会盟の長の意味から武力による天下統一者の意味に用いられていた。ただ『荀子』が王・霸の間に差異を認めていたのに対し、『韓非子』南面篇には

伊尹母變殷、太公母變周則湯武不王矣、管仲母易齊、郭偃母更晉則桓文不霸矣。

とあり、湯王・武王らと桓公・文公らの霸者の間には差異を認められない。

その点をより明確に示しているのが「霸王」という語である。

胡適・容肇祖・梁啟雄氏らが韓非の自著と認めている六反篇には、

聖人の治世の目的は、法令・禁制を明確にすることであり、法禁が明確であれば官法がはつきりとする。また賞罰が正確であれば

人民は有用となり百官の任務が正しく行なわれ、國家が富強となり、兵が強くなつて霸王の業が成功すると説明し、霸主は人主にとって大きな利益であると言い、

君不仁、臣不忠則可以霸王矣

とも述べている。姦劫弑臣篇にも威儀の勢と賞罰の法がなければ霸王の功は求められないとか、法術・賞罰の法を知れば霸王の術を明らかにできることが述べている。ここでは伊尹・管

仲・商鞅が皆霸王の術に明らかなる者という。王者・霸者の区別は全くなくなり、法家の術に通達した者が霸者であると、その概念が最初とは変化してしまっている。韓非の自著の定法篇の故託萬乘之勁韓七十年而不至於霸王者、雖用術於上、法不勤飭於官之患也も、和氏篇末尾の文も同じく戦国時代の強者が霸王と説かれていた。顯学篇の

儒者飾辭曰、聽吾言則可以霸王、此説者巫祝、有度之主不受也

の霸王も同じ意味であるが、ここでは法家の考案した霸王の語を儒者に用いさせている。<sup>(20)</sup>また外儲説左下篇には斉の桓公が官吏に誰を任命したらよいかを管仲に尋ねたが、それに答えて絃商・隰朋・甯武・公子成父・東郭牙をそれぞれ大理（司法）・大行（賓客接待）・大田（農官）・大司馬（將軍）・諫官に推薦し

治濟此五子足矣、將欲霸王、夷吾在此とある。この事件は『管子』小匡篇・『因覽』勿躬篇・『新序』雜事四にそれぞれ微妙な差異を持ちながら記載されている。ここでは從来の霸王・天下一匡者と同じ概念になつていて、霸王といふ語が数多く使用された結果、最初の意味にもどつて用いられるようになつたのである。

そこで大田方氏は次の五の經文の説が誤まって四に繰り上つたとしている。しかし五の經文の桓公の話は別の内容であるので承認し難い。陳奇猷氏は魏・晋南北朝時代の読者の追加としている。そもそも官吏推薦の物語は氏族体制の下で卿・大夫の家が敵として存在していた春秋時代の前・中期には殆んどあり得ず、戦国遊士の活躍、戦国官僚体制を背景にして作り出されていった説話である。『管子』等との比較は煩雑になるので今は避けるが、内外儲説は法による統治の効用を説いた短篇集である。恐らく前漢前期まで司馬遷の頃までの法家の立場を説明した雜説をまとめたものであろう。霸王の記載だけで『韓非子』の真偽を言うことはできないが、少しくふれてみた。

以上、儒家では霸者を会盟による天下統一者、武力による天下統一者、更には武力も勿論含まれるが現実的な方法・現実主義による天下統一者としてとらえ、徳治により天下を統一する理想的王者とは程度の差はあれ、王・霸と区別していた。『韓非子』では興味あるが、後學の手になると考えられる篇の方に儒家と同じように霸者を使用している例が多いが、韓非の自著と思われる篇では、王・霸を全くしなくなり、王者の表現は相變らず習慣的に受け継いで使用しているが、霸者は法による天下統一者と規定し、霸王という新しい用語さえ作り上げたことを述べてみた。

実は霸王の語は『商君書』に僅かに、『管子』『淮南子』にかなり見受けられる。『管子』は問題の多い書であるが漢代の作が多く記述してある。ところが前記の文は四であるが経文ではない。

ただ、内外儲説各篇は最初に一・二・三・四などの經文があつて、それぞれの事件について簡単に述べその解説を伝文としてやや詳細に記述してある。ところが前記の文は四であるが経文ではない。

なお、覇者の中では思想的に重要なのが五霸である。『韓非子』

には五霸について述べてあるのが六篇ある。周知のごとく中国古

代には陰陽五行思想が盛行した。その思想は宇宙の様々な現象を

五にまとめあげて解説している。もし五霸が陰陽五行思想から生

れたら、迷信的要素をもつこの思想を韓非はどう考えていた

のであろうか。『韓非子』の五霸については次に述べてみたい。

### 注

- (1) 韓非については韓非伝を参照されたい。なお韓非が秦に使  
したときの韓非・李斯の上奏が『韓非子』存韓篇というが疑問。  
以下の本文で『史記』の本紀・世家・列伝等は『史記』を省く。  
他書の篇章も混同しないと思われる場合はその書名を省く。
- (2) 王先慎『韓非子集解』陳奇猷『韓非生卒年考』陳啓天『韓  
非とその政治学』第三節など参照されたい。
- (3) 「六国年表」始皇十四年条、「我」とは秦国を指す。
- (4) 『先秦諸子繁年攷弁』卷四。
- (5) 『韓非子集解』中華書局 上・下の附録。以下陳氏の引用  
は同書より。
- (6) 吳秀英『韓非子研議』第二章、韓非生平の研議、を参照さ  
れたい。以下吳氏の引用は同書。
- (7) 『韓氏淺解』上・下、中華書局、以下、梁啓雄氏の引用は  
同書。
- (8) 『增訂韓非子校訛』台湾商務印書館。陳氏は各篇ごとに  
じめに真偽の校訛をしている。ただ篇の配列は独自に組替えて  
ある。引用文献が多い。
- (9) 『中国哲学史大綱』卷上。
- (10) 『法家思想の研究』弘文堂、一九四四年。
- (11) 『韓非子考証』、『韓非子著作考』は『古史弁』第四冊下  
篇所収。
- (12) 『秦漢思想史研究』第一章、秦漢の法術思想、第一節。第  
二章、漢初の道家思潮、第二節、参照のこと。
- (13) 『十批判書』韓非子の批判、第三節で、解老・喻老兩篇は  
韓非の作ではないと述べた容齋祖を批判し、解老篇はとも角喻  
老篇は韓非の真作と述べている。
- (14) 津田左右吉『論語と孔子の思想』岩波書店。拙著「春秋期  
に至る燕の変遷」第三節。『中国古代史研究』第三、所収。
- (15) 『論語注疏』何晏集解、邢昺疏の卷十四。憲問篇注。
- (16) 拙著「孟子の五霸について」『池田末利博士古稀記念東洋  
学論集』所収。
- (17) 張西堂『荀子勸學篇冤詞』一、荀子各篇真偽の假定、『古  
史弁』第六冊、所収など第六冊を参照されたい。
- (18) 初見秦・有度・十過・和氏・姦劫弑臣・南面・喻老・外儲  
說左下・同右下・難一・二・三・四・定法・說疑・六反・顯  
學・忠孝篇。ここでは初見秦・有度・喻老の覇は伝統的解釈の  
天下統一者の意なので取上げない。三篇は完全に韓非の自著で  
ない。
- (19) 津田左右吉『儒教の研究』岩波書店、上巻の最初。
- (20) 郭沫若氏は前掲書の『韓非子の批判』で顯學篇は韓非の晚  
年の作としているが、法家が考案した「霸王」という語を儒家  
に使用させているのは或る年代が経過した後であろうから、韓  
非の著作の中では顯學篇が遅い時代のものとは言えよう。
- (21) 『韓非子翼義』。